

維持管理計画

1.排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値

本処分場では、排ガスの発生施設は保有していない、また浸出液については浸出液処理設備において処理を行った後、循環利用するため該当しない。

2.測定頻度に関する事項

上記1と同様の理由から該当しない。

3.その他廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

本処分場の廃棄物処理施設の維持管理は、下表のとおりとする。

表. 施設の維持管理方法

産業廃棄物の受入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理にあたっては必ず書面による委託契約を行う。 ・ 事前に廃棄物の性状や搬出工程を確認し、埋立不適物が搬入されないよう審査する。 ・ 場外に搬入車両が待機することのないように搬入時間を調整する。 ・ 産業廃棄物管理票により種類及び数量等を確認する。 ・ 搬入審査の結果、廃棄物の中に許可の種類以外のものが認められた場合は、事業者へ返還する。
施設の点検	<u>埋め立てる産業廃棄物の流出を防止するための擁壁等</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に点検を実施し、損壊の恐れがある場合は、補修等、必要な措置を講じる。
	<u>保有水などの埋立地からの浸出を防止するための遮水工</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に点検を実施し、効果が低下する恐れがある場合は、補修等、必要な措置を講じる。 ・ 漏水検知システムにより、常時漏水の有無を監視する。
	<u>浸出液処理設備に流入する保有水等の水量及び水質を調整することができる耐水構造の調整池</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に点検を実施し、損壊の恐れがある場合は、補修等、必要な措置を講じる。
	<u>浸出液処理設備の機能の状態</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に点検を実施し、損壊の恐れがある場合は、補修等、必要な措置を講じる。
	<u>有効な防凍のための措置の状況</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に点検を実施し、損壊の恐れがある場合は、補修等、必要な措置を講じる。
残余容量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、記録する。
環境モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地下水集水ピット(1箇所)及びモニタリング井戸(4箇所)を設け、水質検査を実施する。

4.その他

その他の本廃棄物処理施設の維持管理に関する事項については、栃木県と那珂川町で締結した県営処分場「エコグリーンとちぎ」に係る環境保全協定に従う。